
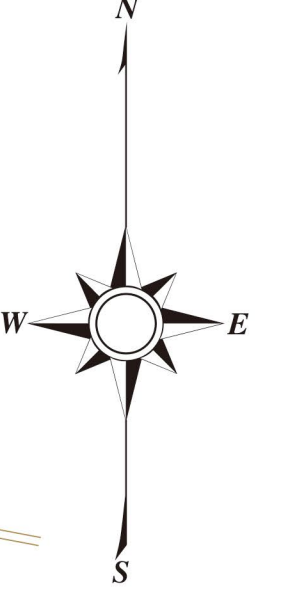


練馬区都市計画図2(都市施設等) (令和6年(2024年)4月現在)

※練馬区は東京都市計画区域内にあり、
全域が市街化区域に指定されています。



凡 例	
	再開発促進地区(2号地区)
	防災再開発促進地区
	高度利用地区
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区(新法)
	第1種生産緑地地区(旧法)
	都市計画道路(計画線)
	都市計画道路(優先整備路線)
	都市計画道路(立体的な範囲)
	都市計画道路(施行済)
	都市計画道路(事業中)
	都市計画道路(完成済)
	都市計画河川
	都市計画河川(調節池)
	その他の河川
	一団地の住宅施設
	その他の都市計画施設
	地区計画
	沿道地区計画

※1 優先整備路線 都市計画道路のうち、令和7年度までに優先的に整備される路線
※2 優先整備区域 都市計画公園・緑地のうち、令和7年度までに優先的に事業を進める区域
※3 大規模開発 平成26年3月 都市計画事業の承認および認可

- ### 注意事項
- 本図は、令和6年4月現在の主な都市計画の概略を示したものです。
詳細については、以下の窓口でご確認ください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
(2)東京都都市整備部都市づくり政策部都市計画課
都市計画相談担当(都庁第二本庁舎12階)
 - 用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域については、別図「練馬区都市計画図1(用途地域等)」をご覧ください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。
(<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
「都市計画情報システム」で検索してください。
 - 事業計画等詳細については、各担当課でご確認ください。
 - 土地の売買や建物の建築を行う場合は、その土地に関する都市計画やその他の制限等を事前に調べることをおすすめします。